

第3章. 予算、収支計画及び資金計画

1. 年度計画における目標設定の考え方

予算、収支計画、資金計画について、別表 - 1～3 のとおり計画し、これを適正に実施することとした。

2. 令和3年度における取組

- (1) 予 算 (別表 - 1 のとおり)
- (2) 収支計画 (別表 - 2 のとおり)
- (3) 資金計画 (別表 - 3 のとおり)

(1) 予算

別表 - 1

(単位：百万円)

区 分	計画額(A)	実績額(B)	差額(B-A)	備 考
収入	9,322	10,367	1,045	
運営費交付金	8,504	8,504	0	
施設整備費補助金	328	1,181	853	前年度からの繰越による増。
技術研究開発費補助金	-	265	265	技術研究開発費補助金があったことによる増。
受託収入	382	152	△230	受託研究等の依頼が予定を下回ったことによる減。
施設利用料等収入	108	191	83	財産賃貸収入等が予定を上回ったことによる増。
その他事業収入	-	5	5	科学研究費補助金間接費収入があったことによる増。
寄附金収入	-	3	3	寄附があったことによる増。
雑収入	-	66	66	還付消費税等があったことによる増。
支出	9,322	11,446	2,124	
業務経費	3,682	4,900	1,218	前年度からの繰越による増。
施設整備費	328	1,181	853	前年度からの繰越による増。
技術研究開発費補助金	-	265	265	技術研究開発費補助金があったことによる増。
受託経費	328	153	△175	受託研究等の依頼が予定を下回ったことによる減。
人件費	4,463	4,407	△56	支給実績が予定を下回ったことによる減。
一般管理費	521	540	19	前年度からの繰越による増。

(注) 単位未満を四捨五入しているため合計が合わない場合がある。

(2) 収支計画

別表 - 2

(単位：百万円)

区 分	計画額(A)	実績額(B)	差額(B-A)	備 考
費用の部	9,247	10,191	944	
経常費用	9,247	10,191	944	主に研究業務費が前年度から繰り越したことによる増。
研究業務費	6,941	7,997	1,056	前年度からの繰越による増。
受託業務費	328	143	△186	受託研究等の依頼が予定を下回ったことによる減。
一般管理費	1,724	1,673	△51	主に一般管理費の執行実績が予定を下回ったことによる減。
減価償却費	253	369	116	運営費交付金等で取得した資産の減価償却費による増。
その他経常費用	-	9	9	主に過年度支出があったことによる増。
収益の部	9,242	10,519	1,276	
運営費交付金収益	8,504	8,847	343	前年度からの繰越による増。
施設利用料等収入	108	191	83	財産賃貸収入等が予定を上回ったことによる増。
その他事業収入	-	6	6	科学研究費補助金間接費収入があったことによる増。
受託収入	382	225	△157	受託研究等の依頼が予定を下回ったことによる減。
施設費収益	-	192	192	預り施設費から施設費収益へ振り替えたことによる増。
補助金等収益	-	259	259	技術研究開発費補助金があったことによる増。
寄附金収益	-	4	4	寄託金を収益化したことによる増。
資産見返負債戻入	249	362	114	運営費交付金等で取得した資産の減価償却費に係る資産見返負債戻入が予定を上回ったことによる増。
賞与引当金見返に係る収益	-	327	327	賞与引当金繰入に係る賞与引当金見返を計上したことによる増。
退職給付引当金見返に係る収益	-	38	38	退職給付費用に係る退職給付引当金見返を計上したことによる増。
その他収益	-	68	68	主に消費税の還付等があったことによる増。
臨時損失	-	8	8	主に減損損失の発生による増。
臨時利益	-	510	510	主に運営交付金債務における残額について、中長期目標期間終了時において全額を収益化したことによる増。
純利益 (△純損失)	△4	830	834	
前中長期目標期間繰越積立金取崩額	-	0	0	
総利益	△4	830	834	

(注) 単位未満を四捨五入しているため合計が合わない場合がある。

(3) 資金計画

別表 - 3

(単位：百万円)

区 分	計画額(A)	実績額(B)	差額(B-A)	備 考
資金支出	9,322	10,574	1,252	
業務活動による支出	8,994	9,725	731	主に一部の業務を前年度から繰り越したことによる増。
投資活動による支出	328	849	520	前年度施設整備費の繰越による増。
財務活動による支出	-	0	0	
資金収入	9,322	10,514	1,192	
業務活動による収入	8,994	9,332	338	
運営費交付金による収入	8,504	8,504	0	
施設利用料等収入	108	294	186	財産賃貸収入等が予定を上回ったことによる増。
受託収入	382	237	△145	受託研究等の依頼が予定を下回ったことによる減。
補助金等収入	-	265	265	技術研究開発費補助金があったことによる増。
寄附金収入	-	3	3	寄附金があったことによる増。
その他の収入	-	30	30	主に科学研究費補助金収入等があったことによる増。
投資活動による収入	328	1,182	854	
施設費による収入	328	1,181	853	前年度からの繰越による増。
その他の収入	-	1	1	固定資産の売却があったことによる増。
期首残高	-	5,395	5,395	前年度からの繰越金
期末残高	-	5,335	5,335	翌年度への繰越金

(注) 単位未満を四捨五入しているため合計が合わない場合がある。

第4章. 短期借入金の限度額

令和3年度は、法人にとっての予見し難い事故等の発生がなかったため、短期借入金を行わなかった。

第5章. 不要財産の処分に関する計画

なし

第6章. 重要な財産の処分等に関する計画

なし

第7章. 剰余金の使途

令和3年度は、剰余金の金額などを勘案した結果、「研究開発及び研究基盤整備等目的積立金」の申請を行っていない。

第8章. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

■ 評価指標

表 - 8.0.1 第8章の評価指標および目標値

評価指標	基準値	令和3年度
コンプライアンス講習会実施回数 (回)	4	e-ラーニング ※
任期付研究員採用者数 (人)	10	0
博士号保有者数 (人)	130	124
見直し検討会議開催回数 (回)	1	1
減損の兆候調査の実施回数 (回)	1	1
知的財産実施契約率 (%)	33.2	48.7
施設貸出件数 (件)	60	44

※令和3年度のコンプライアンス講習会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から参加型の講習会に代えて、e-ラーニング(9月~10月)により実施

■ モニタリング指標

表 - 8.0.2 第8章のモニタリング指標

モニタリング指標	令和3年度
ラスパイレス指数(事務・技術職員)	94.6
ラスパイレス指数(研究職員)	89.8
保有資産の見直し結果	なし
知的財産出願数(数)	8
知的財産収入(千円)	63,704
知的財産権利取得数	3
施設貸出収入(千円)	120,462

第1節 施設及び設備に関する計画

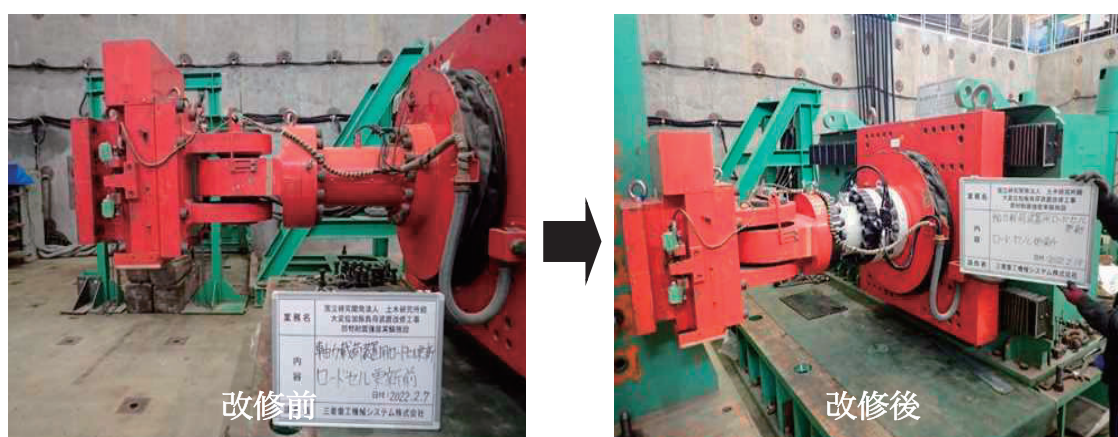
1.1 施設の整備・更新

令和3年度施設整備費当初予算額 3.2845 億円を充当し、施設・設備の計画的な整備・更新に取り組み、年度計画を概ね達成した（付録 - 8.1）。

また、令和3年度補正予算 23.4901 億円の予算要求から契約手続きの開始までを令和3年度内に完了し、次年度早々に契約する予定。

表-8.1.1 令和3年度の施設整備費による整備・更新

施設・設備	予算額(千円)	契約額(千円)
【当初予算】 部材耐震強度実験施設加振負荷装置整備、水質分析施設改修、盛土実験施設受変電盤更新、舗装路面騒音研究施設改修、輪荷重走行試験機改修	328,453	326,887
【補正予算】 三次元大型振動台浮き基礎エアバッグ、ダンパー等更新、油圧サーボ試験機せん断載荷機構増設、輪荷重走行試験機計測装置改良、三次元河道管理に向けた流砂現象解明のための多目的実験施設整備、DXルーム非常発電設備更新他環境整備、苫小牧施工試験フィールド設備外改修、石狩吹雪実験場設備外改修、実験棟受変電設備改修、再生アスファルト舗装用評価試験設備整備、舗装路面騒音研究施設改修、実験棟直流電源装置改修	2,349,013	未契約繰越
合計	2,677,466	—



部材耐震強度実験施設大変位加振負荷装置整備（つくば）



水質分析施設改修（寒地）



舗装路面騒音研究施設改修（つくば）



輪荷重走行試験機改修（つくば）

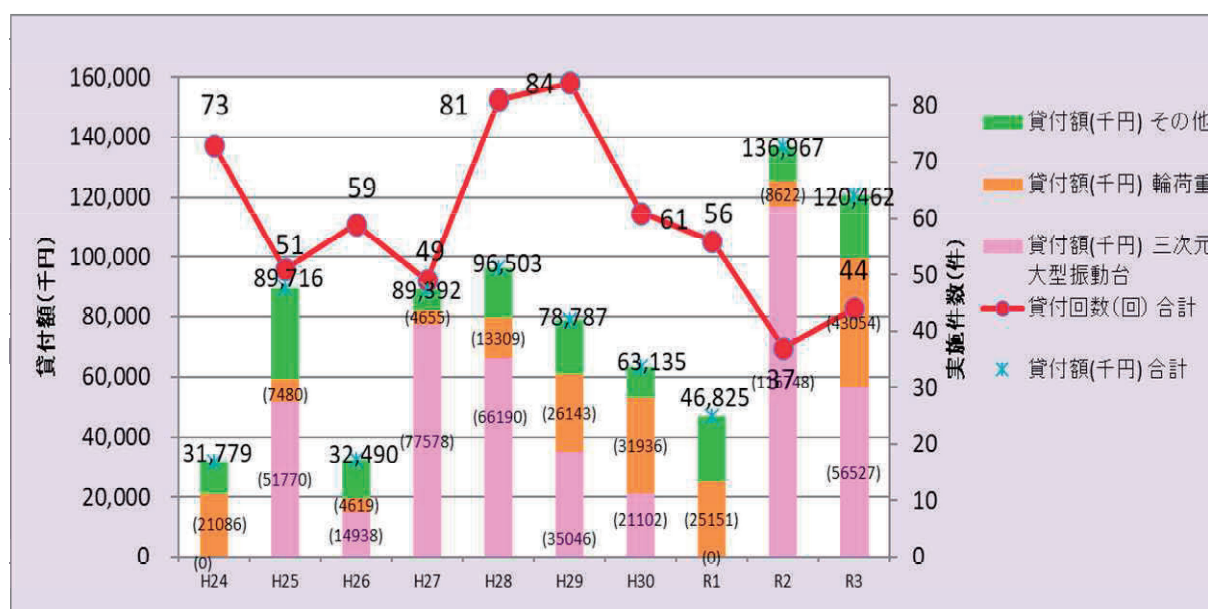
1.2 保有施設の有効活用による自己収入の確保

保有施設の貸し付けについて土木研究所ホームページにより情報提供に努め、令和3年度については1.2046億円の自己収入であった（付録－8.2）。

表－8.1.2 保有施設の貸付実績

年度	貸付回数	貸付料
	年度毎（回）	年度毎（千円）
H24年度	73	31,779
H25年度	51	89,716
H26年度	59	32,490
H27年度	49	89,392
H28年度	81	96,503
H29年度	84	78,787
H30年度	61	63,135
R1年度	56	46,825
R2年度	36	136,961
R3年度	44	120,462

図－8.1.1 保有施設の貸付状況推移



第2節 人事に関する計画

1. 人材の確保、女性活躍推進行動計画の推進、人事交流による技術者の育成

1.1 職員の採用

国立研究開発法人の職員採用は法人の裁量によるところとされているが、土木研究所の研究活動は行政ニーズと密接に関連していることから、新卒者を対象とする研究職員の採用において、国家公務員試験合格を要件としてきた。

研究所の将来を担う多様な人材の確保を目的に、令和元年度新規採用予定者から、国家公務員試験合格を要件としない新たな採用方式を導入し、研究職を目指す多くの学生等に門戸を広げることとした。

令和3年度は、応募者数32名、採用者数11名（そのうち博士保有者の割合は27%であった。）の結果となり、応募者数が前年より微増となっており、国家公務員試験を要件としない新たな採用方式が定着しつつあることがうかがえる結果となった。

また、土木研究所における各グループ、チームの研究課題と課題解決のための研究体制について、中長期的な視点で確認し、新卒者の採用や短期雇用の研究員では対応することが難しい場合に、必要となる人材を採用するために、令和2年度より経験者採用職員の採用を行っており、令和3年度は5名を採用した。この他、令和3年度は、任期付研究員の定年制職員への移行を活用して、7名を採用した。

1.2 任期付研究員の採用

「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」に基づき、任期付研究員の採用を行ってきたが、新たな採用方式の新規採用および経験者採用を主とする方向に移行していることもあり、令和3年度の任期付研究員としての採用は0名であった。なお、令和3年度末現在の任期付研究員の数は8名であり、研究者の総数に占める任期付研究員の割合は2.5%であった。

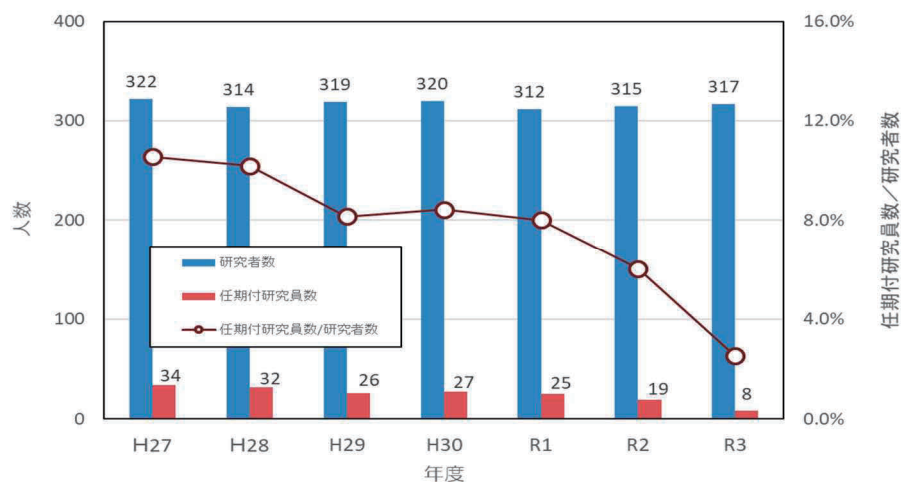


図 - 8.2.1 研究者の推移（各年度3月31日現在）

（研究者数・任期付研究員数：左軸、任期付研究員数/研究者数：右軸）

1.3 専門研究員の雇用

専門研究員は、限られた期間内に緊急かつ重点的に実施する必要が生じた課題での調査研究業務の実施や、土木研究所の職員が専門としない異分野における調査研究業務の実施において、効率的かつ効果的に調査研究業務を推進するために雇用するものであり、令和3年度は4名を専門研究員として雇用した。

専門研究員による調査研究業務の質的な向上を図るには、より高度な専門性を有する人材を確保することが不可欠である。そのため、時間外勤務手当・住居手当等の支給や就業時間のフレックスタイム制の適用等については職員と同様の待遇としている。また、公募にあたり、外国人が応募しやすい条件で公募を行っている。

1.4 女性活躍推進行動計画の推進

土木研究所の女性活躍推進行動計画の定量的目標（計画期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）における定年制女性職員の採用割合を、一般職30%以上、研究職15%以上。（中途採用を含む））の達成に向けた取り組みとして、研究職13%の採用割合となった。なお、一般職の採用はなかった。

1.5 人事交流による技術者の育成

国土交通行政および事業と密接に連携した良質な社会資本の効率的な整備および北海道開発の推進に資する研究開発を行うため、国土交通省から技術者を38名（令和4年3月31日現在）受け入れるなど、人事交流を計画的に行った。受け入れた技術者については、研究業務の実施、論文発表、技術指導等の経験を積ませる等により戦略的に育成している。

1.6 人事評価の実施

職員の職務に対する意欲向上を促し、能力の最大限の活用等を図るため、人事評価（能力評価・業績評価）を実施し、評価結果を昇任や給与（昇格・昇給・業績手当）に反映するとともに、職員一人ひとりにおいても自律的・主体的に仕事に取り組むセルフマネジメントの意識の向上が図られた。

1.7 職員の資質向上

土木研究所の職員の資質向上に資するため、研修計画を策定し、自ら研究資質向上研修、管理者研修等を実施し、積極的に受講させるとともに、行政ニーズに的確に対応した研究活動実現のため、国土交通省等が実施する外部の研修についても職員を参加させた。

また、新規採用および2年目の若手研究員に対して、論文執筆や現地調査の経験を計画的につませることで能力向上を図るため、研究分野ごとの特性を踏まえつつ育成プログラムを作成した。さらに、発表経験の少ない若手研究者が学会等を想定したプレゼンテーションを行うことにより発表技術の向上を目指すとともに、発表者以外の聴講する職員にも、適切なディスカッションを経験させるため、従来から実施している寒地土研プレゼンター

ジョン・コンペティションに加え、令和元年度より土木研究所つくば研究交流会を実施し、令和3年度は合計15名の若手研究者が発表を行っている。

さらに、資質向上の一環として、学位の取得を重視し、職員の自発的な取り組みのほか、系統的・継続的な研究課題の設定、査読付き論文の積極的な投稿に向けた指導等を行っている。

令和3年度は2名の職員が博士の学位を新たに取得し、令和4年5月末日時点での博士号保有者は124名となり、研究者の総数340名に占める博士号保有者の割合は約36%となった。

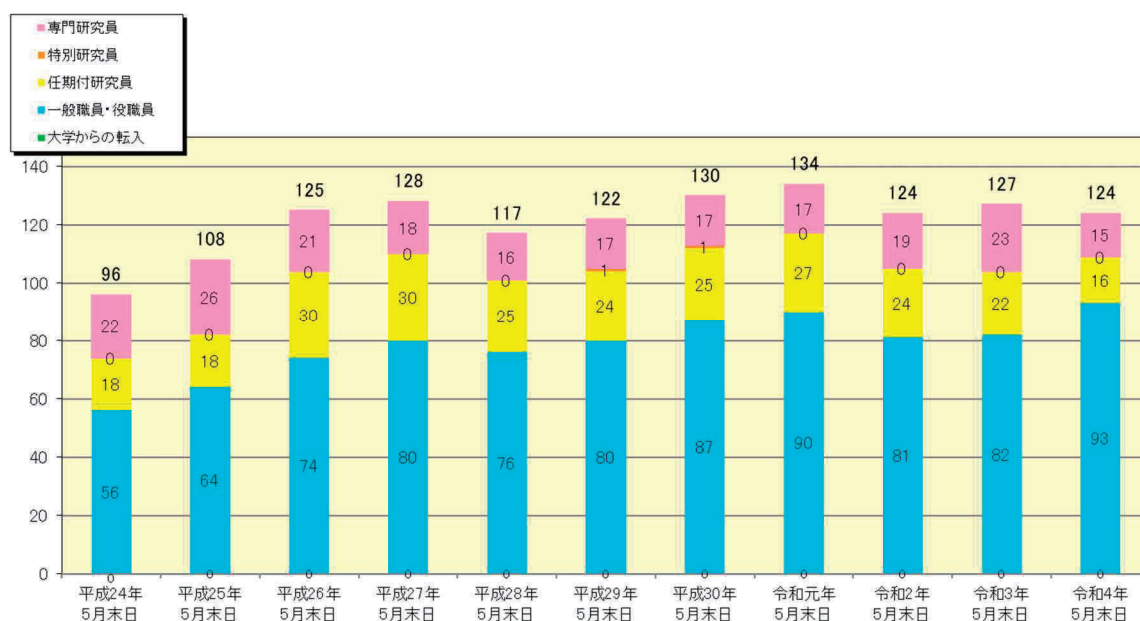


図 - 8.2.2 博士号保有者の推移

2. 給与水準の適正化

土木研究所の給与制度は国家公務員に適用される給与法の俸給表、手当などについて同等の内容としていることから、給与水準は適正なものとなっている。その指標となるラスパイレス指数は対国家公務員で事務・技術職員 94.6、研究職員 89.8 である。

役職員の報酬・給与等については、「独立行政法人の役員の報酬等および職員の給与の公表方法等について（ガイドライン）」（平成15年9月総務省）に沿ってホームページ上にて公表している（<http://www.pwri.go.jp/jpn/about/pwri-info/jouhou/docs/pwri-r3.pdf>）。

役員報酬は、平成21年度から期末手当と業績手当に分け、業績手当については独立行政法人通則法第35条の6の規定に基づく業務の実績評価の結果等に応じて支給率を決定することとし、役員としての業績をより明確に反映する仕組みとなっている。

また、職員給与については、職員の人事評価を行い、査定昇給の実施および業績手当の成績率に反映させている。

第3節 国立開発研究法人土木研究所法第14条に規定する積立金の使途

第3期中期目標期間中からの繰越積立金に係る令和3年度の使途について、第3期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、第4期中長期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用に充当した。

第4節 その他

1. 内部統制の充実・強化

1.1 理事長によるトップマネジメントを担保するための環境整備

理事長によるトップマネジメントを確実なものとするため、定期的に理事長をトップとする経営会議および幹部会を開催し、理事長による統制、意思決定、情報の伝達等を行った。

また、財務、契約、安全衛生等においても理事長のトップマネジメントを行い、財務に関しては、監事および会計監査人の監査前の理事長による意思決定、契約に関しては、入札・契約委員会において理事長による審査および点検を、安全衛生に関しては、実験業務の安全確保・作業環境の改善を図り労働災害の防止に努めた。

1.2 内部統制の体制整備

内部統制については、平成28年度から、新組織として理事長直属の適正業務推進室が設置されたことに伴い、引き続き、「国立研究開発法人土木研究所業務方法書」（平成27年4月1日付け）第6章「内部統制に関する事項」の推進を図った。

1.3 リスク管理

令和3年度のリスク管理については、対応中のリスクについて調査を2回（上期・下期）実施した。それぞれの調査結果については、リスク管理委員会を開催し、状況を報告するとともに対応状況一覧を所内イントラに掲載し、全ての役職員等に対して情報共有を図るなど、リスクの防止・軽減に努めた。

1.4 研究活動における不正行為の対応及び公的研究費の適正な管理のための取組み

研究活動における不正行為における対応として、研究者全員を対象とした“研究倫理eラーニング”を受講させるとともに、英文査読付き論文、英文要旨および和文査読付き論文を対象に、盗用検知ソフトによるチェックを実施し、研究不正の防止に努めた。

また、公的研究費の交付を受けた研究者に対しては、補助条件の遵守の徹底を図った。

1.5 監事監査及び内部監査

監事監査については、年度監査計画に基づき計画的な監査を実施しており、令和3年度は財務、公共調達、内部統制システムの整備および運用状況に関する監査に加え、システム関連リスクへの対策と取組に関するテーマ監査を設け、統合的リスク管理の視点から、全研究グループおよび業務支援・管理部門の監査を実施した。

内部監査については、令和3年度内部監査年度計画書に基づき監査を実施しており、研究グループ等に対し、適正な業務を持続的に実施していくためのコンプライアンスの推進状況、働き方改革等の推進状況、業務の継続性確保のための対応状況等について監査を実施した。なお、令和3年度における監事監査および内部監査の件数については、表-8.4.1

のとおりである。

表 - 8.4.1 監事監査及び内部監査の件数

監査の回数 (回)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
監事監査	11	13	16	17	27	34	35	35
内部監査	—	—	6	7	7	5	8	8

(注 1) 内部監査については、平成 27 年度に設置された監査室が研究グループを始めとする対象部署に実施した監査の回数を計上した。

(注 2) 令和元年度の内部監査では、表中に計上されている監査回数のほかに課題確認のためのヒアリング等が行われている。

2. コンプライアンス

コンプライアンスに関しては、「国立研究開発法人土木研究所コンプライアンス委員会規程」に基づき、「コンプライアンス委員会」を適宜開催し、決定された方針について、全ての役職員等へ周知するとともに、適切に取組みを実施するなど、コンプライアンス意識の更なる醸成と定着に努めた。

主な取組みとして、

- ① ハラスメント、研究不正、発注者綱紀保持等に関する「コンプライアンスの研修」については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から参加型の講習会に代えて、9月～10月にe-ラーニングにより実施した。また、コンプライアンスに関する事例を基に各課室・チーム内で意見交換を行う「コンプライアンスミーティング」を2回実施した。
- ② 倫理保持、研究不正・情報セキュリティ・発注者綱紀保持対策、ハラスメント相談窓口、内部・外部通報窓口を記載したコンプライアンス携帯カードを人事異動等（採用・転入）により、新たに勤務することとなった役職員等に対し速やかに配布を行った。
- ③ 発注事務に関する「国立研究開発法人土木研究所発注者綱紀保持規程」の理解促進および浸透を目的として、基本的事項を整理した「Q & A集」やセルフチェックシートの活用促進のための周知を全ての役職員等に対して行った。
- ④ コンプライアンス意識の浸透・定着を目的として、全ての役職員等に対し、コンプライアンスメールを適宜配信した。

3. 情報公開、個人情報保護、情報セキュリティ

3.1 ホームページ等を活用した情報発信

土木研究所の研究成果や活動内容を広く周知するため、ホームページ上で情報公開を行っている。土木研究所 Web マガジン、北の道リサーチニュース、雪崩・地すべり研究センターたより、ICHARM NEWS LETTER、CAESAR NEWS LETTER および iMaRRC NEWS LETTER といったコンテンツを掲載するとともに、メールマガジン、メーリングリスト等メール媒体での情報発信を行った。

3.2 刊行物

各部署における研究成果を土木研究所資料や共同研究報告書という形でとりまとめて刊行し、土木研究所の研究成果の周知・普及を図った。

また、土木技術資料（（一財）土木研究センター発行、月刊誌）の監修を行い、当所が関係する報文を掲載した。

3.3 記者発表

土木研究所の研究成果公表、共同研究者募集、イベント告知等のため、ホームページへの掲載に加え、記者発表を行っている。

3.4 マスコミ報道

青森県むつ市、長野県岡谷市などで発生した自然災害に対応するため土研職員を派遣し、その模様はマスコミにおいても報道された。

その他、建設ロボットによる自律施工デモンストレーション等の公開実験の模様や新技術の発表等についても報道された。

3.5 講習会等

令和3年度は、第1章第1節～第3節④成果の普及に示した通り、土木研究所講演会、土研新技術ショーケース等の講習会等を主催した。また、外部機関等が主催した講習会等において講演を行い、土木研究所の研究成果を広く周知した。

3.6 施設見学・一般公開

令和3年度は一般への施設見学を、新型コロナウイルス感染拡大防止策を講じたうえで人数を限定して実施した。施設見学では、土研全体の簡易なパンフレットを用意し、より理解して頂けるよう努めた。

また、例年茨城県つくば市および北海道札幌市で実施している一般公開イベントについては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から「千島桜一般開放」および「土木の日一般公開」のみ規模を縮小して実施した。

3.7 行政文書開示請求

令和3年度における請求件数は1件であり、開示した。

3.8 個人情報保護

個人情報保護法への対応に加え、平成28年度から特定個人情報の取扱いが始まったことを受け、保有個人情報適切に管理されているか管理体制の点検を行った。また、ホームページにより「独立行政法人等非識別加工情報に関する提案の募集」を行った。

3.9 情報セキュリティ

継続的に、情報セキュリティの確保、維持、向上を図るため、情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ委員会の実施、情報セキュリティ講習会（e-ラーニング）や標的型メール訓練の教育、情報セキュリティ対策の自己点検の実施、内部監査を実施した。

また、外部からの不正アクセス対策、ウィルス感染対策の強化を目的としたファイアウォール装置の適切な運用、情報システム環境の技術的な対策の強化および機能向上を図った。

4. 保有資産管理

実験施設の稼働見直し・各研究チームでの共同利用等を調査し、実験施設の継続保有や整備の必要性について、見直し検討会議での検証を1回実施した。

また、固定資産の減損の兆候調査を財産管理職ごとにそれぞれ1回実施した。

令和3年度において、研究所が保有し続ける必要がないものとして、国へ返納した資産はなかった。

5. 知的財産権

5.1 知的財産権の取得

各研究チーム等の研究成果のうち知的財産権として権利化する必要性や実施の見込みが高いもの等について、知的財産委員会において十分審議するとともに、その結果を踏まえ、積極的に権利の取得に努めた。令和3年度は、特許権について8件の出願を行うとともに、新たに3件を登録することができた。詳細は、付録-8.5に示す。

5.2 知的財産権の維持管理

権利ごとに定めた維持方針に基づき、審査請求や特許料納付等の支出を伴う手続き時点において、維持する必要性や活用される見通し等を手続きの期限までに改めて吟味し、関係者との調整内容を踏まえて必要な手続きを行った。令和3年度は3件の特許権について放棄の判断がなされ、令和3年3月31日時点で188件の産業財産権を保有することとなった（表-8.4.2）。また、維持管理経費の削減額は、推定で205千円となった。

表-8.4.2 産業財産権の出願・登録・消滅・保有件数の推移

		H29	H30	R1	R2	R3
出 願 件 数	特許権	4	2	2	7	9
	実用新案権	0	0	0	0	0
	意匠権	1	0	0	1	0
	商標権	0	0	0	0	0
	計	5	2	2	8	9
登 録 件 数	特許権	6	10	6	1	3
	実用新案権	0	0	0	0	0
	意匠権	1	0	0	1	0
	商標権	0	0	0	0	0
	計	7	10	6	2	3
消 滅 件 数	特許権	19	14	18	12	16
	（うち放棄）	12	7	12	8	3
	実用新案権	1	1	0	0	0
	（うち放棄）	0	0	0	0	0
	意匠権	0	6	1	1	4
	（うち放棄）	0	6	1	0	4
	商標権	1	0	0	0	0
（うち放棄）	0	0	0	0	0	
計	21	21	19	13	20	
（うち放棄）	12	13	13	8	7	
保 有 件 数	特許権	210	198	182	177	170
	実用新案権	1	0	0	0	0
	意匠権	21	15	14	14	10
	商標権	8	8	8	8	8
	計	240	221	204	199	188

※特許権の出願件数9件のうち、1件は譲渡を受けたもの

5.3 知的財産権の活用

保有する知的財産権の活用促進を図るため、令和3年度においても、第1章各節の「④成果の普及」に記述した各種普及活動のほか、実施料等収入を技術の実用化等に活用する「知的財産権活用促進事業」(3件)をはじめ、複数の者が共有する特許権等を一元管理の下で効率的に実施許諾する「パテントプール契約制度」(6件)や実際の現場に適用できるよう技術の熟度を高め普及促進を図る枠組みである「研究コンソーシアム」(9件)を利用する等、関係者と協力しながら積極的に活用促進方策を立案・実施した。

以上のような取組みの結果、新たに2件の特許権等で4者と実施契約が締結され(付録-8.6)、産業財産権とノウハウを合わせた実施契約率は48.7%となった(表-8.4.3)。過年度から継続している契約も含め、70件の産業財産権が実際に実施され、法人著作物による印税収入を含めて合計63,704千円の実施料等収入を得ることができた(表-8.4.4)。

表-8.4.3 産業財産権とノウハウの実施契約率の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
保有件数	242	223	206	200	189
契約件数	105	100	98	96	92
実施契約率	43.4%	44.8%	47.6%	48.0%	48.7

表-8.4.4 権利種別毎の収入(円)

特許権	意匠権	プログラム	法人著作	計
63,460,493	19,958	79,200	144,233	63,703,884

5.4 知的財産権に関するその他の取組み

講習会等の開催や外部機関による研修制度の利用等、職員の知的財産権に対する意識の向上を目的とした活動を継続的に実施している。令和3年度は「特許出願の拒絶理由とその対応事例」をテーマに講演会を開催した。Web会議システムによる聴講者を含め31名が参加し、講演後は活発な質疑応答が行われた。

研究業務により発生する知的財産権の取得や維持管理、著作権の運用等の手続きを適正に行うため、規程類を整備している。令和2年度に策定し、令和3年4月1日に施行した「研究成果物取扱規程」については、関連する相談案件が27件に上り、研究成果物の提供可否や手続き等の判断に適用された。このような取組みは、職員が安心して研究交流を展開する際の一助になるものとする。

第4節 その他

6. 安全管理、環境保護、災害対策

安全管理としては、職員の安全確保に災害派遣時を含め、安否確認システムを導入し、安否確認を行っている。地震時には自動的に安否確認を行う仕組みを導入している。

環境保護として、土木研究所では環境負荷の低減に資する物品調達等を推進している。

災害対策においては、地震時に備え、防災訓練で職員安否確認システム訓練、避難訓練、停電時非常電源の状況確認を行っている。